ＬＰガス・特別高圧電力利用事業者
経営改善支援事業費補助金（２次募集）
申請の手引き

ＬＰガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金（以下、「補助金」という。）の交付については、「補助金等の交付に関する規則」、「ＬＰガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金交付要領」に定めるもののほか、「ＬＰガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金申請の手引き」（以下、「本手引き」という。）の定めるところにより、予算の範囲内で実施するものとします。

＜申請の受付期間＞令和５年１１月７日（火）～１２月１３日（水）

Ⅰ　補助対象者と補助対象事業

【１】補助対象者 ※１事業者につき１回のみ申請可（店舗単位等で複数回の申請はできません）

①京都府内に事業所等を有している〔1〕中小企業者〔2〕であり、

②次のいずれかに該当する者

ＬＰガス

●ＬＰガス販売事業者とＬＰガス（ただし、日本産業規格で定めるＬＰガス規格第２種の自動車用燃料は除く。）の販売契約を締結している中小企業者

特別高圧電力

●京都府内の事業所等で特別高圧を受電するために、自ら小売電気事業者等と契約する中小企業者

又は、

●代表する者が小売電気事業者等と特別高圧の受電を契約し、当該契約に基づき、相応の電気料金に相当する額の分担により、京都府内の事業所等で電力を使用する中小企業者のうち、製造業を営む者

〔補足１〕『京都府内に事業所等を有している』とは、申請者が京都府内に「製品開発、生産、営業等の事業活動を実施する本店、支店、営業所、事務所等を有する」ことを指します。

〔補足２〕『中小企業者』とは、原則として中小企業基本法第２条に規定する中小企業者とします。株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、相互会社、有限会社（以下「会社法人」という。）は、下表の主たる業種に応じて、資本金等又は常時使用する従業員の数のいずれかの要件に該当すれば中小企業者となり、いずれにも該当しなければ大企業（対象外）です。

会社法人以外の法人（企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、その他の法律により設立された組合及びその連合会、有限責任事業組合）及び個人事業主は、下表の主たる業種に応じて、常時使用する従業員の数の要件に該当すれば中小企業者となり、該当しなければ大企業（対象外）です。

主たる業種	＜資本金基準＞ 資本金の額又は 出資の総額	＜従業員基準＞ 常時使用する 従業員の数(※)
運輸業	３億円以下	３００人以下
卸売業	１億円以下	１００人以下
製造業（下記以外）	３億円以下	３００人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	３億円以下	９００人以下
サービス業（下記以外）	５千万円以下	１００人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	３億円以下	３００人以下
旅館業	５千万円以下	２００人以下
小売業	５千万円以下	５０人以下
その他の業種	３億円以下	３００人以下

※常時使用する従業員とは、日々雇い入れられる者や２ヶ月以内の期間を決めて使用される者、季節的業務に４ヶ月以内の期間を決めて使用される者、試用期間中の者を除いた従業員を指します。

＜以下の事業者の方は、本補助金の対象外＞

医業を主たる事業とする者〔3〕、社会福祉法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、学校法人、宗教法人、特定非営利活動法人、風俗営業者（性風俗関連特殊営業）〔4〕、みなし大企業〔5〕、地方自治体から出資を受ける第三セクター、暴力団員等〔6〕

〔補足３〕**『医業を主たる事業とする者』**について、病院、一般診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業を営む者は、本補助金の対象外です。

〔補足４〕**『風俗営業者』**について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23 年法律第 122 号）第２条第５項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者は、本補助金の対象外です。

〔補足５〕**『みなし大企業』**とは、「発行済株式の総数又は出資金額の２分の１以上が同一の大企業の所有に属している会社」、「発行済株式の総数又は出資金額の３分の２以上が複数の大企業の所有に属している会社」、「大企業の役員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている会社」を指します。

〔補足６〕**『暴力団員等』**とは、都府暴力団排除条例（平成 22 年京都府条例第 23 号）第２条第３号に規定する暴力団員、暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を指します。

【２】補助対象事業

①補助対象事業の実施期間（以下「補助対象期間」）は、以下のとおりです。

補助金の交付決定日から令和６年１月 31 日（水）まで

ただし、事業遂行上やむを得ない理由があると知事が認める場合は、交付決定日より前の日（令和５年７月６日（木）以降に限る。）を補助対象期間の起算日とすることができます。

②補助対象事業は、以下の対象事業に係る経費〔7〕です。

ＬＰガス

項　　目	内　　容
対象事業	（１）補助対象者である中小企業者が、 （２）事業継続と経営改善のために実施する以下の事業〔8〕で、 【Ａ】省エネ機器の導入 【Ｂ】システムの導入 （３）補助対象期間内である令和５年７月６日（木）から令和６年１月 31 日（水）までに事業完了(発注、購入、納品及び支払いまで)するもの〔9〕
補 助 率 補助上限	補 助 率：３／４以内、補助上限：20 万円、補助下限：２万円

特別高圧電力

項　　目	内　　容
対象事業	（１）補助対象者である中小企業者等が、 （２）事業継続と経営改善のために実施する以下の事業〔8〕で、 【Ａ】省エネ設備・機器の導入 【Ｂ】システムの導入 （３）補助対象期間内である令和５年７月６日（木）から令和６年１月 31 日（水）までに事業完了(発注、購入、納品及び支払いまで)するもの〔9〕
補 助 率 補助上限	補 助 率：３／４以内、補助上限：1,000 万円、補助下限：10 万円

〔補足７〕補助対象経費は、消費税を除いた額です。

〔補足８〕補助対象の事業の目的に直接関係しない経費は、補助対象外です。補助対象経費は、事業のために導入するものに限り、また京都府内のＬＰガスまたは特別高圧電力を使用する事業所等で納品・使用するものに限ります。

〔補足９〕納品書･請求書･領収書等の証憑書類により、発注・契約、納品（検収）・履行完了、支払（決済）等の経理処理が適切に行われたことを確認できない場合は、補助対象外です。
　また、補助対象期間より前に発注・契約されたもの、補助対象期間より後に納品・支払されたものなど、補助対象期間外に事業が実施されている場合は補助対象外です。

③【Ａ】補助対象事業のうち、省エネ設備・機器の導入は、以下の経費が補助金の交付対象となります。

ＬＰガス

項　　目	内　　容
対象となる省エネ機器	事業に必要な機器で、ＬＰガスと接続して使用する以下の①～⑤に該当するもの、又は①～⑤の機器を構成する部品 ①業務用厨房機器 ②温水機器 ③暖房・冷房機器 ④発電機器 ⑤洗濯機・衣類乾燥機 （ただし、ガスカートリッジ交換式、質量販売で供給される機器及び災害用機器は除く）
補助対象経　費	対象機器の『購入、運搬、設置、取付及び既存機器の撤去等』に係る経費 ※実績報告時、購入、運搬、設置、取付及び既存機器の撤去等の内訳がわかる納品書、請求書、領収書等の証憑書類が必要です。 ※『機器の修繕』の経費は補助対象外です。

特別高圧電力

項　　目	内　　容
対象となる省エネ設備・機器	事業に必要な設備・機器で、以下の①～⑦に該当するもの、又は①～⑦の設備・機器を構成する部品 ①空調・換気、冷凍・冷蔵設備 ②ポンプ・ファン、コンプレッサ ③ボイラ、工場炉等の熱設備 ④照明、受変電、電気設備 ⑤電動機、電気加熱設備 ⑥生産設備、排水設備 ⑦再生可能エネルギー設備
補助対象経　費	対象設備・機器の『購入、運搬、設置、取付及び既存設備・機器の撤去等』に係る経費 ※実績報告時、購入、運搬、設置、取付及び既存設備・機器の撤去等の内訳がわかる納品書、請求書、領収書等の証憑書類が必要です。 ※『設備・機器の修繕』の経費は補助対象外です。

④【Ｂ】補助対象事業のうち、システムの導入は、以下の経費が補助金の交付対象となります。
〔ＬＰガス・特別高圧電力　共通〕

項　　目	内　　容
対象となるシステム	<u>経営効率化のために導入するシステム</u> ＜システムの例＞ 在庫管理システム、生産管理システム、受発注システム、給与システム等に係るソフトウエア
補助対象経　　費	<u>システムの購入等に係る経費〔10〕</u> ※パソコン、タブレット端末、プリンター等の機器は、システムと一体使用されるものであっても補助の対象外。

〔補足 10〕「システムの購入等」とは、当該ソフトウェアの導入と合わせてカスタマイズするための外部委託（自社施工は除く）を含みます。

<u>④次に掲げる経費は補助対象外です。</u>

・中古品、リース・レンタル品の省エネ設備・機器
・省エネ設備・機器の修繕費用
・省エネ設備・機器やシステムの導入に当たり発生する社内人件費・旅費・雑役務費等の申請者が負担する経費
・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機、自動車・自転車等車両）の購入費
・華美なもの（必要以上に高価な什器）
・電話加入権、電話代、インターネット利用料金等の通信費
・調達材料の受発注や補助事業に係る関係書類の作成に係る人件費
・各種保険料、収入印紙、切手代
・借入に伴う支払利息、公租公課(消費税及び地方消費税額等)、建物登記費用・官公署に支払う登録・証明手数料等、振込手数料（代引手数料を含む）
・京都府が設置する試験研究機関に対する検査手数料
・税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、訴訟等のための弁護士費用
・上記のほか、公的資金支援を受けた事業の経費に含めるものとして社会通念上、不適切と認められる経費

Ⅱ　申請の手続き

１　手続きの流れ　※申請は「交付申請」、「実績報告」による２段階方式です。

【手続きの流れ】

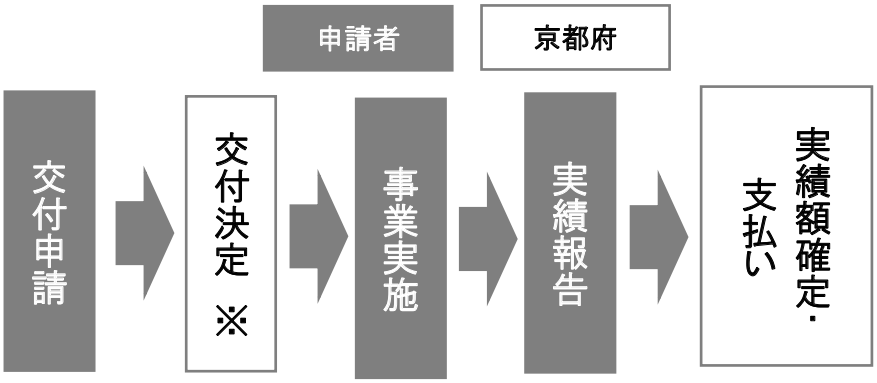

※交付決定額は、支給額ではありません。
支払額は、実績報告をもとに決定します。

（１）交付申請

①本手引きにより、補助対象者及び補助対象経費の要件を確認してください。

②補助金申請電子システム（ＷＥＢ申請）を利用し、交付申請書（第１号様式）、誓約書（第７号様式）、支払口座振替依頼書（第８号様式）を作成し、必要提出資料のデータを添付して申請してください。
※郵送による申請も可能ですが、交付手続きに時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。

③申請の受付期間は、以下の予定です。必要提出書類一式を揃えて、ＷＥＢ又は郵送により申請してください。
＜申請の受付期間＞（郵送の場合、当日消印まで有効）
令和５年１１月７日（火）～　１２月１３日（水）
※申請状況により、受付期間内であっても早期に受付を終了する場合があります。
※申請書類に不備や必要提出書類に不足等がある場合、審査及び確認に時間を要し、補助金の交付手続きが遅れる場合があります。

（２）実績報告

①補助対象である省エネ設備・機器、システム導入等の発注、購入、納品及び支払いが完了後、実績報告書（第４号様式）を作成し、当該設備等が設置されたことが分かる写真、領収書・納品書の写し等の必要提出資料のデータを添付して申請してください。
※郵送による申請も可能ですが、交付手続きに時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。
＜報告書の提出期限＞（郵送の場合、当日消印まで有効）
事業完了後１０日以内又は令和６年１月３１日（水）のいずれか早い日まで

２　補助金申請に必要な書類

①交付申請時

提出書類	電子申請	留意事項
１　交付申請書（第１号様式）	入力	記入例を参考に入力してください
２　指令前着手届（第２号様式）	入力	交付決定日よりも前に事業を実施する場合は必ず提出願います。
３　誓約書（第７号様式）〔11〕	データ添付	記入例を参考に記載し、データ添付してください
４　支払口座振替依頼書（第８号様式）	入力	
５　申請者の事業活動が確認できる書類	データ添付	法人：直近の法人税確定申告書別表１の写し 個人事業主：直近の所得税青色申告決算書の写し ※白色申告の場合は直近の収支内訳書の写し ※申告時期等が未到来の場合、開業届又は設立登記簿の写し
６　ＬＰガス又は特別高圧電力を使用していることが確認できる書類	データ添付	契約書又は検針票の写し　等
７　本人確認書類の写し	データ添付	以下のいずれかの書類（写し） 【法人】法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等(いずれか一つ) 【個人】運転免許証、パスポート、保険証等（いずれか一つ) ※有効期間内のものに限ります。また、運転免許証など裏面に住所変更等の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。
８　購入する省エネ設備・機器、システム等の内容がわかる書類	データ添付	カタログ、図面の写し　等
９　購入する省エネ設備・機器、システム等の見積書の写し	データ添付	購入する省エネ設備・機器、システムに係る費用の内訳や数量が確認でき、税抜き価格で表示されたものの写し
10　補助金振込口座の番号と名義が確認できる資料	入力 データ添付	通帳表紙の裏面（金融機関コード、お取引店舗、通帳口座番号、口座名義がカタカナで記載されているページ）の写し

〔補足 11〕「誓約書（第７号様式）」は、ＷＥＢ申請の際には、様式をプリントアウトの上、『代表者名』を自署して、ＰＤＦ等のデータにして添付してください。

②実績報告時

提出書類	電子申請	留意事項
1　実績報告書 （第４号様式）	入力	記入例を参考に入力してください
2　取得財産管理台帳（第５号様式）の写し	入力	50 万円以上の財産を購入された場合、写しを提出願います。また、台帳原本はご自身で保管ください。
3　取得財産処分承認申請書（第６号様式）	入力	処分（譲渡、廃棄）が決まっている場合、提出願います。
4　購入した省エネ設備・機器、システム等の写真	データ添付	購入し、かつ、事業所等に設置されたことが確認できる写真 ※購入品を画角に収め、設置していることがわかるように撮影してください。
5　発注書又は契約書、納品書、請求書等の写し	データ添付	申請者名義の宛名が記載されているもの、経費の明細が分かるもの ※補助対象とならないもの、申請に関係ないものは添付しないでください。
6　領収書等の写し	データ添付	購入代金を支出したことがわかる書類の写し ※宛名が申請者と一致する書類に限ります。 ※支払いは、原則として金融機関等からの振込に限り、小切手払いや手形、現金払いは対象となりません。 ※クレジットカードによる支払は、金融機関等によることができない場合に限ることとし、クレジットカードの名義は、法人の場合は法人名義又は法人代表者名義、個人の場合は当該個人名義の名義に限ります。

３　交付申請及び実績報告の方法

○　ＷＥＢ申請の方法は、以下のホームページをご覧ください。
https://www.pref.kyoto.jp/info/gyosei/soshiki/081/index.html

○　郵送の場合は、必要な添付書類を添えて以下の住所あて送付ください。
住所：〒600-8095　京都東洞院仏光寺郵便局留
（京都市下京区烏丸通仏光寺下る大政所町６８０－１　第八長谷ビル内）
京都府ＬＰガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金センター
電話番号：050-3662-5739

４　交付申請及び実績報告に当たっての留意事項

○申請に必要な項目及び資料は、申請書の「提出書類チェックリスト」を活用し、漏れなく記載又は添付してください。
○提出された書類は返却しません。また、受領確認連絡はしませんのでご了承ください。
○提出された書類内容を問い合わせる場合があります。「交付申請書（第１号様式）」に記載する連絡先（電話番号、メールアドレス）は、誤りなく入力・記載してください。

〇郵送申請の場合は、簡易書留やレターパックなど追跡可能な方法により提出してください。

５　補助金の支払いについて

〇提出された書類を審査し、適正と判断された場合は、補助金交付の決定及び額の確定に係る通知を送付するとともに、指定口座に当該確定補助金を振り込みます。
〇申請書類に不備、必要提出書類に不足等があれば、審査及び確認に時間を要し、補助金の交付手続きが遅れます。また、全ての必要書類が整うまでは、補助金は交付されません。
〇審査により、補助対象経費以外の経費が含まれていた場合は、申請された金額から減額します。
〇補助金の交付後に、申請書類の不正その他支給要件を満たさないことが発覚した場合は、補助金の全部又は一部を返還いただきます。
〇補助金で取得した５０万円（税抜き）以上の財産について、耐用年数よりも短い期間内で処分（譲渡・廃棄等）した場合、補助金を返還いただきます。

【本補助金に関するお問い合わせ】　9:30～17:30
（平日のみ。土日祝、年末年始（令和５年 12 月 29 日～令和６年１月３日）を除く）

京都府ＬＰガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金センター
TEL: 050-3662-5739

R5.10.30 発行

提出書類チェックリスト

●提出もれ・添付もれがないようご確認ください。

●郵送申請の場合は、可能な限り資料を「Ａ４サイズ」に揃えて提出ください。

申請時、以下の①から⑩までの書類をそろえて提出してください。
第１号様式、第７号様式については記載例を参考にしてください。

	①　交付申請書（第１号様式）　　※計3ページあります
	②　指令前着手届（第２号様式） ※交付決定日よりも前に事業を実施する場合は、必ず提供願います。
	③　誓約書（第７号様式） ※法人の代表者、又は、個人事業者が自署してください。
	④　支払口座振替依頼書（第８号様式）
	⑤　申請事業者の事業活動が確認できる書類 ※法人：直近の法人税確定申告書の別表１の写し 個人事業者：直近の所得税青色申告決算書の写し 白色申告の場合は直近の収支内訳書の写し 申告時期等が未到来の場合、開業届又は設立登記簿の写し
	⑥　ＬＰガスまたは特別高圧電力を利用していることが確認できる書類 契約書や検針票の写し　等
	⑦　本人確認書類の写し 以下のいずれかの書類（写し） 法人：法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等(いずれか一つ) 個人：運転免許証、パスポート、保険証等（いずれか一つ） ※有効期間内のものに限ります。また、運転免許証など裏面に住所変更等の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。
	⑧　購入する省エネ設備・機器、システム等の内容がわかる書類 カタログ、図面の写し　等
	⑨　購入する省エネ設備・機器、システム等の見積書の写し 購入する省エネ設備・機器、システムに係る費用の内訳や数量が確認でき、税抜き価格で表示されたものの写し
	⑩　補助金振込口座の番号と名義が確認できる資料 通帳表紙の裏面（金融機関コード、お取引店舗、通帳口座番号、口座名義がカタカナで記載されているページ）の写し

各書類に不備がないか、提出前に確認をお願いします。

第１号様式

ＬＰガス・特別高圧電力利用事業者
経営改善支援事業費補助金交付申請書

ＬＰガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金交付要領に基づき、下記のとおり申請します。

【申請者情報】　　申請日　　令和　年　月　日

法人名 （申請者が法人の場合）		屋号	
法人・屋号 の所在地	〒 住所：		
（ふりがな） 代表者名 【法人】役職・氏名 【個人】氏名			
法人代表者・個人事業主 生年月日		（ふりがな） 担当者名 （申請者従業員等）	
郵送先 担当者 連絡先	〒 住所：京都府 電話番号： メールアドレス：		
事業所等 の所在地 （機器等の導入先）	〒 住所：京都府		
業種 （いずれか該当する者に☑）	□運輸業、□卸売業、□製造業、□ゴム製品製造業、□サービス業、 □ソフトウェア業又は情報処理サービス業、□旅館業、□小売業、□その他		
資本金	円	常時使用する 従業員数	人
法人番号 （法人のみ）			
申請区分 （該当する方に☑）	□ＬＰガス、□特別高圧電力		

提出書類一覧

・交付申請書（第１号様式）
・指令前着手届（第２号様式）
・誓約書（第７号様式）
・支払口座振替依頼書（第８号様式）
・申請事業者の事業活動が確認できる資料
・ＬＰガスまたは特別高圧電力を利用していることが確認できる書類
・本人確認書類の写し
・購入する設備・機器、システム等の内容がわかる書類
・購入する設備・機器、システム等の見積書の写し
・補助金振込口座の番号と名義が確認できる資料

申請用

第１号様式

【LPガス　対象経費】※金額については、消費税抜きの金額を記載

1　導入予定の省エネ機器

機器	メーカー	機種名	金額（税抜き）	
				円
				円
				円
				円
①小計（本体購入予定価格）				円
②運搬、設置、取付、既存機器の撤去・処分に係る経費（見積額）				円
③合計				円【A】

導入によって想定される効果

2　導入予定のシステム

システム名	システム事業者	システムの目的	金額（税抜き）	
				円
				円
				円
				円
合計				円【B】

導入によって想定される効果

☐ 上記内容で申請します。

交付申請額	【A＋B】×３／４　※千円未満切捨　　円 ※上限：20万円、下限：2万円

申請用

第１号様式

【特別高圧電力　対象経費】※金額については、消費税抜きの金額を記載

1　導入予定の省エネ設備・機器

機器	メーカー	機種名	金額（税抜き）	
				円
				円
				円
				円
①小計（本体購入予定価格）				円
②運搬、設置、取付、既存設備・機器の撤去・処分に係る経費（見積額）				円
③合計				円【A】

導入によって想定される効果

2　導入予定のシステム

システム名	システム事業者	システムの目的	金額（税抜き）	
				円
				円
				円
				円
合計				円【B】

導入によって想定される効果

☐ 上記内容で申請します。

交付申請額	【A＋B】×３／４　※千円未満切捨　　円 ※上限：1,000万円、下限：10万円

第２号様式

令和５年　　月　　日

京都府知事　西脇　隆俊　様

所在地
名称
（法人名又は個人事業主）
代表者職氏名

ＬＰガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金
指令前着手届

上記事業について、下記のとおり指令前に着手したいのでお届けします。
なお、本件について、交付決定がなされない場合、又は交付決定の額が交付申請額に達しない場合においても、異議は申し立てません。
また、交付決定までの間に事業計画は変更しません。

記

１　着手（予定）日

２　着手の理由

※本様式は、補助金交付決定前の事業着手を希望される場合に提出する必要があります。なお、本届を提出した場合であっても、指令前着手が認められない場合がありますので、了解の上、提出してください。

第３号様式

ＬＰガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金に係る内容変更（中止）の承認申請書

令和５年　　月　　日

京都府知事　西脇　隆俊　様

所在地
名称
（法人名又は個人事業主）
代表者職氏名

令和　　年　　月　　日付け京都府指令　産労第　号で交付決定のあった上記補助事業について、下記のとおり変更（中止）したいので、ＬＰガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金交付要領第９条第　項に基づき、申請します。

記

１　変更（中止）の理由

２　変更（中止）の内容

３　変更（中止）後の事業経費

	金額	内容
補助対象経費	円	
（内訳）		

※変更の内容のわかる見積書等の写しを添付してください。

提出書類チェックリスト

●提出もれ・添付もれがないようご確認ください。

●郵送申請の場合は、可能な限り資料を「Ａ４サイズ」に揃えて提出ください。

実績報告時、以下の①から⑥までの書類をそろえて提出してください。
第４号様式については記載例を参考にしてください。

	①　実績報告書（第４号様式）
	②　取得財産管理台帳（第５号様式）の写し
	50万円以上の財産を購入された場合、写しを提出願います。 また、台帳原本はご自身で保管ください。
	③　取得財産処分承認申請書（第６号様式）
	処分（譲渡、廃棄）が決まっている場合、提出願います。
	④　購入した省エネ設備・機器、システム等の写真
	購入し、かつ、事業所等に設置されたことが確認できる写真 ※購入品を画角に収め、設置していることがわかるように撮影してください。
	⑤　発注書又は契約書、納品書、請求書等の写し
	申請者名義の宛名が記載されているもの、経費の明細が分かるもの ※補助対象とならないもの、申請に関係のないものは添付しないでください。
	⑥　領収書等の写し
	購入代金を支出したことがわかる書類の写し ※宛名が申請者と一致する書類に限ります。 ※支払いは、原則として金融機関等からの振込に限り、小切手払いや手形、現金払いは対象となりません。 ※クレジットカードによる支払は、金融機関等によることができない場合に限ることとし、クレジットカードの名義は、法人の場合は法人名義又は法人代表者名義、個人の場合は当該個人名義の名義に限ります。

各書類に不備がないか、提出前に確認をお願いします。

第４号様式

ＬＰガス・特別高圧電力利用事業者
経営改善支援事業費補助金実績報告書

ＬＰガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金交付要領に基づき、下記のとおり報告します。

実績報告日　　令和　年　月　日

交付決定番号	京都府指令　産労第　号	交付決定日	令和　年　月　日
法人名 （申請者が法人の場合）		**屋号**	
法人・屋号の所在地	〒 住所：		
（ふりがな） 代表者名 【法人】役職・氏名 【個人】氏名			
交付決定額	円	**実績額**	
申請区分 （該当する方に☑）	□ＬＰガス、□特別高圧電力		

提出書類一覧

・実績報告書（第４号様式）
・取得財産管理台帳（第５号様式）
・取得財産処分承認申請書（第６号様式）
・購入した省エネ設備・機器、システム等の写真
・発注書又は契約書、納品書、請求書等の写し
・領収書等の写し

実績報告用

第４号様式

【LPガス　対象経費】※金額については、消費税抜きの金額を記載

1　導入した省エネ機器

機器	メーカー	機種名	申請額（税抜き）	実績額（税抜き）
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
①小計（本体購入価格）				
②運搬、設置、取付、既存機器の撤去・処分に係る経費			円	円
③合計				【A】

導入による効果

2　導入したシステム

システム名	システム事業者	システムの目的	申請額（税抜き）	実績額（税抜き）
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合計				【B】

導入による効果

☐　上記内容で実績報告します。

補助金実績額	【A＋B】×３／４　※千円未満切捨 ※上限：20万円、下限：2万円	円

実績報告用

第４号様式

【特別高圧電力　対象経費】※金額については、消費税抜きの金額を記載

1　導入した省エネ設備・機器

機器	メーカー	機種名	申請額（税抜き）	実績額（税抜き）
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
①小計（本体購入価格）				
②運搬、設置、取付、既存設備・機器の撤去・処分に係る経費			円	円
③合計				【A】

導入による効果

2　導入したシステム

システム名	システム事業者	システムの目的	申請額（税抜き）	実績額（税抜き）
			円	
			円	円
			円	円
			円	円
合計				【B】

導入による効果

☐ 上記内容で実績報告します。

補助金実績額	【A＋B】×３／４　※千円未満切捨 ※上限：1,000万円、下限：10万円	円

第５号様式

取得財産管理台帳

区分 財産名	規格	金額	取得年月日	保管場所	備考
		円			
		円			
		円			
		円			

第６号様式

ＬＰガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金に係る取得財産処分承認申請書

令和　　年　　月　　日

京都府知事　西脇　隆俊　様

所在地
名称
（法人名又は個人事業主）
代表者職氏名

令和　　年　　月　　日付け京都府指令　産労第　号で交付決定のあった上記補助事業について、下記の財産を処分したいので、ＬＰガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金交付要領第16条第３項の規定により、承認を申請します。

記

１　取得財産の品目及び取得年月日

２　取得価格及び時価

３　処分の方法

４　処分の理由

第７号様式

誓約書

私は、ＬＰガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金（以下、「補助金」という。）の交付を申請するに当たり、本補助金の趣旨に賛同し、ＬＰガス・特別高圧電力の価格高騰等による厳しい状況にある中でも、省エネ設備・機器、システムの導入により、事業継続と経営改善に繋がる取り組みを実施するとともに、下記の内容について誓約します。

記

・補助金交付要領及び手引きに定める事項をいずれも遵守することを誓約します。

・補助金の交付決定後、交付要件に違反する事実や申請書類の不正その他支給要件を満たさないことが発覚した場合は、補助金を返還します。

・京都府から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合はこれに応じます。

・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しています。

・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していません。

・本補助金の審査に必要な限度で、本補助金の申請書及び提出資料に記載された情報を他の行政機関等に提供されることに同意します。

・他の行政機関等が実施する補助金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本補助金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該他の行政機関等の求めに応じて、提供されることに同意します。

・京都府に対し、警察機関から刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合には、申請書及び提出資料に掲載された情報を提供されることに同意します。

・京都府に対し、他の行政機関から国税徴収法に基づく照会があった場合には、申請書及び提出資料に掲載された情報を提供されることに同意します。

令和　　年　　月　　日

京都府知事　西脇　隆俊　様

所　在　地　：

法　人　名　：

（法人名又は個人事業主）

代表者職・氏名：

※法人の代表者又は個人事業者が自署してください。
（法人の場合は、代表印の押印でも可）

第８号様式

【支払口座振替依頼書】（補助金の支払い希望口座）

金融機関名		本・支店名		金融機関コード				支店コード		
	銀行・信用金庫 信用組合・農協		本店 支店							

口座種別	口座番号（右詰で記入）							口座名義（カタカナ）
１ 普通 ・２ 当座								

【ゆうちょ銀行の場合】

ゆうちょ銀行	通帳記号								
	口座種別	１ 普通・２ 当座							
	通帳番号								
口座名義（カタカナ）									

※１　振込先の口座は、申請者ご本人名義の口座に限ります。法人の場合は当該法人の口座に限ります。

※２　口座番号と口座名義（カタカナ）が確認できる資料として、**通帳の表紙裏（口座名義がカタカナで記載されているページ）の写しを添付してください。**

第１号様式

ＬＰガス・特別高圧電力利用事業者
経営改善支援事業費補助金交付申請書

ＬＰガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金交付要領に基づき、下記のとおり申請します。

【申請者情報】　　申請日　令和5年11月15日

法人名 （申請者が法人の場合）	株式会社　京都府庁	屋号	京都亭府庁太郎
法人・屋号 の所在地	〒○○○－○○○○ 住所：京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町85番地の3府庁ビル3階303号室		
（ふりがな） 代表者名 【法人】役職・氏名 【個人】氏名	だいひょうとりしまりやく　きょうと　たろう 代表取締役　京都　太郎		
法人代表者・個人事業主 生年月日	1000年10月0日	（ふりがな） 担当者名 （申請者従業員等）	きょうと　いちろう 京都　一郎
郵送先 担当者 連絡先	〒○○○－○○○○ 住所：京都府 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町85番地の3府庁ビル3階303号室 電話番号：090-9999－9999 メールアドレス：kyoto@example.com		
事業所等 の所在地 （機器等の導入先）	〒○○○－○○○○ 住所：京都府　京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町85番地の3府庁ビル3階303号室		
業種 （いずれか該当する者に☑）	□運輸業、□卸売業、□製造業、□ゴム製品製造業、☑サービス業、 □ソフトウェア業又は情報処理サービス業、□旅館業、□小売業、□その他		
資本金	3,000,000　円	常時使用する 従業員数	50　人
法人番号 （法人のみ）	1234567890123		
申請区分 （該当する方に☑）	☑ＬＰガス、☑特別高圧電力		

ＬＰガス・特別高圧電力両方の申請する場合は両方にチェック願います。

提出書類一覧

- 交付申請書（第１号様式）
- 指令前着手届（第２号様式）
- 誓約書（第７号様式）
- 支払口座振替依頼書（第８号様式）
- 申請事業者の事業活動が確認できる資料
- ＬＰガスまたは特別高圧電力を利用していることが確認できる書類
- 本人確認書類の写し
- 購入する設備・機器、システム等の内容がわかる書類
- 購入する設備・機器、システム等の見積書の写し
- 補助金振込口座の番号と名義が確認できる資料

申請用

【LPガス　対象経費】※金額については、消費税抜きの金額を記載

1　導入予定の省エネ機器

機器	メーカー	機種名	金額（税抜き）	
ガスコンロ	○○株式会社	・・・・・・・	100,000	円
				円
				円
				円
①小計（本体購入予定価格）			100,000	円
②運搬、設置、取付、既存機器の撤去・処分に係る経費（見積額）			10,000	円
③合計			110,000	円【A】

導入によって想定される効果

ガスコンロを導入することにより、年間○○円のガス料金削減の省エネ効果が得られる予定。

2　導入予定のシステム

システム名	システム事業者	システムの目的	金額（税抜き）	
○○システム	株式会社●●	生産管理の効率化のため	10,000	円
				円
				円
				円
合計			10,000	円【B】

導入によって想定される効果

○○システムの導入により、これまで手管理だった生産管理を効率的に実施することができ、●時間の作業時間が削減される予定。

☑ 上記内容で申請します。

交付申請額	【A＋B】×３／４　※千円未満切捨 ※上限：20万円、下限：2万円	90,000 円

申請用

【特別高圧電力　対象経費】※金額については、消費税抜きの金額を記載

1　導入予定の省エネ設備・機器

機器	メーカー	機種名	金額（税抜き）	
コンプレッサ	△△株式会社	・・・・・・・・・・・	8,000,000	円
				円
				円
				円
①小計（本体購入予定価格）			8,000,000	円
②運搬、設置、取付、既存設備・機器の撤去・処分に係る経費（見積額）			50,000	円
③合計			8,050,000	円【A】

導入によって想定される効果

コンプレッサの蒸発器の更新により、年間○○円の電気料金削減の省エネ効果が得られる予定。

2　導入予定のシステム

システム名	システム事業者	システムの目的	金額（税抜き）	
●●システム	株式会社▲▲	受注管理の効率化のため	50,000	円
				円
				円
				円
合計			50,000	円【B】

導入によって想定される効果

●●システムの導入により、受注管理を効率的に実施することができ、●時間の作業時間が削減される予定。

☑ 上記内容で申請します。

交付申請額	【A＋B】×３／４　※千円未満切捨 ※上限：1,000万円、下限：10万円	6,075,000 円

第４号様式

ＬＰガス・特別高圧電力利用事業者
経営改善支援事業費補助金実績報告書

ＬＰガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金交付要領に基づき、下記のとおり報告します。

実績報告日　令和5年12月3日

交付決定番号	京都府指令5産労第○○号	交付決定日	令和5年11月30日
法人名 （申請者が法人の場合）	株式会社　京都府庁	**屋号**	京都亭府庁太郎
法人・屋号の所在地	〒○○○－○○○○ 住所：京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町85番地の3府庁ビル3階303号室		
（ふりがな） 代表者名 【法人】役職・氏名 【個人】氏名	だいひょうとりしまりやく　きょうと　たろう 代表取締役　京都　太郎		
交付決定額	6,165,000　円	**実績額**	5,861,000　円
申請区分 （該当する方に☑）	☑ＬＰガス、☑特別高圧電力		

実績額が、交付決定額を下回る場合、実績額に基づき決定し、お支払いいたします。

ＬＰガス・特別高圧電力両方の申請する場合は両方にチェック願います。

提出書類一覧

・実績報告書（第４号様式）
・取得財産管理台帳（第５号様式）
・取得財産処分承認申請書（第６号様式）
・購入した省エネ設備・機器、システム等の写真
・発注書又は契約書、納品書、請求書等の写し
・領収書等の写し

実績報告用

第４号様式

【LPガス　対象経費】※金額については、消費税抜きの金額を記載

1　導入した省エネ機器

機器	メーカー	機種名	申請額（税抜き）	実績額（税抜き）
ガスコンロ	○○株式会社	・・・・・・・	100,000	100,000
			円	円
			円	円
			円	円
①小計（本体購入価格）			100,000	100,000
②運搬、設置、取付、既存機器の撤去・処分に係る経費			10,000	9,000
③合計			110,000	109,000【A】

導入による効果

ガスコンロを導入することにより、年間○○円のガス料金削減の省エネ効果が得られる。

2　導入したシステム

システム名	システム事業者	システムの目的	申請額（税抜き）	実績額（税抜き）
○○システム	株式会社●●	生産管理の効率化のため	10,000	10,000
			円	円
			円	円
			円	円
合計			10,000	10,000【B】

導入による効果

○○システムの導入により、これまで手管理だった生産管理を効率的に実施することができ、●時間の作業時間が削減される予定。

☑ 上記内容で実績報告します。

補助金実績額	【A＋B】×３／４　※千円未満切捨 ※上限：20万円、下限：2万円	89,000 円

実績報告用

第４号様式

【特別高圧電力　対象経費】※金額については、消費税抜きの金額を記載

1　導入した省エネ設備・機器

機器	メーカー	機種名	申請額（税抜き）	実績額（税抜き）
コンプレッサ	△△株式会社	・・・・・・・・・・	8,000,000	7,600,000
			円	円
			円	円
			円	円
①小計（本体購入価格）			8,000,000	7,600,000
②運搬、設置、取付、既存設備・機器の撤去・処分に係る経費			50,000	49,000
③合計			8,050,000	7,649,000 【A】

導入による効果

コンプレッサの更新により、年間〇〇円の電気料金削減の省エネ効果が得られる。

2　導入したシステム

システム名	システム事業者	システムの目的	申請額（税抜き）	実績額（税抜き）
●●システム	株式会社▲▲	受注管理の効率化のため	50,000	48,000
			円	円
			円	円
			円	円
合計			50,000	48,000 【B】

導入による効果

●●システムの導入により、受注管理を効率的に実施することができ、●時間の作業時間が削減される。

☑ 上記内容で実績報告します。

補助金実績額	【A＋B】×３／４　※千円未満切捨 ※上限：1,000万円、下限：10万円	5,772,000 円

第７号様式

誓約書

私は、ＬＰガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金（以下、「補助金」という。）の交付を申請するに当たり、本補助金の趣旨に賛同し、ＬＰガス・特別高圧電力の価格高騰等による厳しい状況にある中でも、省エネ設備・機器、システムの導入により、事業継続と経営改善に繋がる取り組みを実施するとともに、下記の内容について誓約します。

記

・補助金交付要領及び手引きに定める事項をいずれも遵守することを誓約します。

・補助金の交付決定後、交付要件に違反する事実や申請書類の不正その他支給要件を満たさないことが発覚した場合は、補助金を返還します。

・京都府から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合はこれに応じます。

・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しています。

・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していません。

・本補助金の審査に必要な限度で、本補助金の申請書及び提出資料に記載された情報を他の行政機関等に提供されることに同意します。

・他の行政機関等が実施する補助金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本補助金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該他の行政機関等の求めに応じて、提供されることに同意します。

・京都府に対し、警察機関から刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合には、申請書及び提出資料に掲載された情報を提供されることに同意します。

・京都府に対し、他の行政機関から国税徴収法に基づく照会があった場合には、申請書及び提出資料に掲載された情報を提供されることに同意します。

令和5年11月15日

京都府知事　西脇　隆俊　様

所　在　地　：　京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町85番地の3府庁ビル3階303号室

法　人　名　：　株式会社　京都府庁

（法人名又は個人事業主）

代表者職・氏名：　代表取締役　京都　太郎　←自署または代表印

※法人の代表者又は個人事業者が自署してください。
（法人の場合は、代表印の押印でも可）

ＬＰガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金に関するＱ＆Ａ

Ｑ＆Ａは、随時更新します。最新の状況は京都府ホームページを確認願います。

令和５年１０月３０日時点

■ＬＰガス

問１　中古品の機器やシステムの導入は補助対象となりますか。

なりません。

問２　ＬＰガス以外を使用する機器（例：電気機器）からＬＰガス機器への買い替えは補助対象となりますか。

なります。

問３　ＬＰガス機器からＬＰガス以外を使用する機器（例：電気機器）への買い替えは補助対象となりますか。

なりません。

問４　ＬＰガスと電気等のハイブリッドの機器への買い替えは補助対象となりますか。

ＬＰガスを使用している機器であれば、ハイブリッドの機器も対象となります。

問５　汎用性のあるシステム（例：ワード、エクセル）は補助対象となりますか。

なりません。

問６　システム使用料（クラウド型システムやインストール型システムの使用料）は補助対象となりますか。

なります。

ただし、補助対象期間（令和５年７月６日～令和６年１月31日）に支払いが完了するもののみとし、年額、月額で支払いしている場合は、月割り、日割りで計算し、補助対象経費を算出してください。

問７　令和５年７月５日以前から導入しているシステムの利用料は補助対象となりますか。

なりません。

問８　令和５年７月５日以前から導入している補助対象のシステムを対象期間中に更新する場合、更新費用は補助対象となりますか。

更新後の補助対象であるシステムが、更新前のシステムと比べて機能拡充していれば対象となります。※経営の効率化につながるものに限る。

問９　ＬＰガス・特別高圧電力両方の申請はできますか。

できます。１事業者につき申請は１回のみとなっているため、交付申請書（第１号様式）の申請区分欄でＬＰガスと特別高圧電力の両方にチェックを入れ、両方に係る必要書類が揃えて１回で申請願います。

問１０　対象機器にある「業務用厨房機器」とはどのような機器を想定していますか。

ガスコンロ、ガスオーブン、ガス炊飯器等を想定しています。

問１１　対象機器にある「温水機器」とはどのような機器を想定していますか。

ガス給湯器、ガスふろがま等を想定しています。

問１２　ＬＰガス販売事業者が、自社でＬＰガスを使用していない場合は補助対象となりますか。

なりません。

問１３　ＬＰガスを利用しているかどうかは、どう確認すればよいですか。

契約書または検針票でご確認ください。または、現在利用しているガス機器に貼付されているラベルで、適合するガスの種類の記載を確認ください。ただし、交付申請の際には、ＬＰガスの販売契約を締結していることが確認できる契約書または検針票が必要となります。ご不明な場合は、契約書や検針票に記載の事業者へお問い合わせください。

■特別高圧電力

問１　中古品の機器やシステムの導入は補助対象となりますか。

なりません。

問２　汎用性のあるシステム（例：ワード、エクセル）は補助対象となりますか。

なりません。

問３　システム使用料（クラウド型システムやインストール型システムの使用料）は補助対象となりますか。

なります。

ただし、補助対象期間（令和５年７月６日～令和６年１月31日）に支払いが完了するもののみとし、年額、月額で支払いしている場合は、月割り、日割りで計算し、補助対象経費を算出してください。

問４　令和５年７月５日以前から導入しているシステムの利用料は補助対象となりますか。

なりません。

問５　令和５年７月５日以前から導入している補助対象のシステムを対象期間中に更新する場合、更新費用は補助対象となりますか。

更新後の補助対象であるシステムが、更新前のシステムと比べて機能拡充していれば対象となります。※経営の効率化につながるものに限る。

問６　ＬＰガス・特別高圧電力両方の申請はできますか。

できます。１事業者につき申請は１回のみとなっているため、交付申請書（第１号様式）の申請区分欄でＬＰガスと特別高圧電力の両方にチェックを入れ、両方に係る必要書類が揃えて１回で申請願います。

問７　特別高圧電力を利用しているかどうかは、どう確認すればよいですか。

契約書または請求書でご確認ください。なお、契約書や請求書で契約種別が「低圧電力」や「高圧電力」と記載されている場合は、特別高圧電力ではありません。

問８　低圧電力、高圧電力を利用している場合、今回の補助対象となりますか。

なりません。

問９　キュービクルがあれば特別高圧電力を利用していると考えられますか。

キュービクルがあることだけで、特別高圧電力を利用しているとは判断できませんので、契約書または請求書を確認ください。

■その他

問１　社会福祉法人や医療法人は補助対象となりますか。

なりません。

問２　対象となる機器はカタログ等で『省エネ』を謳っているもののみですか。

省エネと記載がなくても対象となります。

問３　省エネ機器とは何を以て判断されるのですか。

新しい機器の導入によって、諸経費の削減が見込める事が前提となります。

交付申請書（第１号様式）の「導入によって想定される効果」及び実績報告書（第４号様式）の「導入による効果」の記載内容をもとに審査します。

問４　社員寮に設置する機器は、補助対象となりますか。

なりません。

問５　申請事業者の事業活動が確認できる書類について、税務署の受領印がない確定申告書の写しを提出することは可能ですか。

確定申告書に税務署の受領印がなくても、税理士署名があれば可です。

電子申告のため、確定申告書に受領印及び税理士署名がない場合は問６を参照願います。

問６　確定申告が電子申告である場合、どのような書類が必要ですか。

電子受付日時及び電子申告受付番号が印字された確定申告書を提出してください。

上記資料がない場合は、確定申告書及び電子申告の受付が完了したことがわかる資料（受信通知等）を提出してください。

問７　クレジットカードで支払いをしても補助対象となりますか。領収書の他に必要な書類はありますか。

金融機関等への振込によることができない場合に限り対象とします。実績報告時には、領収書、カード利用明細書、補助対象期間内に口座から引き落とされたことがわかる資料の提出をお願いいたします。

問８　申請をしてからどれくらいで交付決定が出ますか。

申請数によって前後しますが、およそ１か月程度を予定しております。

問９　前回（８月１０日～９月２９日）の申請期間中に申請し、交付決定がされていますが、今回も申請は可能ですか。

不可です。申請は１事業者あたり１回限りです。